

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	健康増進に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中津市は、健康増進に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

大分県中津市長

公表日

令和7年6月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進に関する事務
②事務の概要	健康増進法(平成14年法律第103号)に基づき、健康教育、健康相談、訪問指導、健康診査、各種検診等、市民の健康増進のために必要な事業を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①事業対象であることの確認又は通知 ②事業利用の申込みや減免申請の処理 ③事業提供の際に必要な個人情報の確認 ④事後指導や結果(記録)の保存及び管理
③システムの名称	1 健康管理システム 2 統合宛名システム 3 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
健康増進情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表の111項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部地域医療対策課
②所属長の役職名	地域医療対策課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒871-8501 大分県中津市豊田町14番地3 中津市健康福祉部地域医療対策課 TEL 0979-22-1170
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒871-8501 大分県中津市豊田町14番地3 中津市健康福祉部地域医療対策課 TEL 0979-22-1170
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等(USB メモリを含む。)の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業者に対する教育・啓発 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	当市では毎年、従業者に対して情報セキュリティポリシーの遵守について文書を発して啓発を行うとともに、全従業者を対象とした情報セキュリティ研修を実施している。また、各職位、業務に応じた研修も適宜実施しており、各研修においては理解度を確保するための確認テスト等を取り入れ、解説とともに従業者へのフィードバックがなされている。さらに、個人情報及び情報セキュリティチェックシートを用いて定期的に状況確認を行うとともに、必要な内部監査を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は十分に行っていると判断した。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	地域医療対策課長 古西 謙司	地域医療対策課長 今富 寛二	事後	所属長の異動に伴い、修正
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	地域医療対策課長 今富 寛二	地域医療対策課長 橋内 祐子	事後	所属長の異動に伴い、修正
平成30年3月31日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成27年6月30日 時点	平成30年3月31日 時点	事後	再評価に伴い修正
平成30年3月31日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成27年6月30日 時点	平成30年3月31日 時点	事後	再評価に伴い修正
平成31年4月1日	様式	なし	新様式に変更	事後	様式変更
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成30年3月31日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	再評価に伴い修正
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成30年3月31日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	再評価に伴い修正
平成31年4月1日	IVリスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	なし	基礎項目評価書	事後	様式変更に伴い追加
平成31年4月1日	IVリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークを通じた入手を除く。)	なし	十分である	事後	様式変更に伴い追加
平成31年4月1日	IVリスク対策 3. 特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	なし	十分である	事後	様式変更に伴い追加
平成31年4月1日	IVリスク対策 3. 特定個人情報の使用 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	なし	十分である	事後	様式変更に伴い追加
平成31年4月1日	IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託	なし	十分である	事後	様式変更に伴い追加
平成31年4月1日	IVリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託や情報ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	なし	提供・移転しない	事後	様式変更に伴い追加
平成31年4月1日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	なし	接続しない(入手)、接続しない(提供)	事後	様式変更に伴い追加
平成31年4月1日	IVリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消 去	なし	十分である	事後	様式変更に伴い追加
平成31年4月1日	IVリスク対策 8. 監査	なし	自己点検	事後	様式変更に伴い追加
平成31年4月1日	IVリスク対策 9. 従事者に対する教育・啓発	なし	十分に行っている	事後	様式変更に伴い追加
令和2年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	地域医療対策課長 橋内 祐子	地域医療対策課長	事後	所属長氏名の記載廃止に伴い修正
令和2年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	再評価に伴い修正
令和2年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	再評価に伴い修正
令和2年4月1日	I 関連情報 6. 他の評価実施機関	健康増進情報ファイル		事後	記載箇所重複による削除
令和2年9月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和2年4月1日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	規則第15条等の規定による再評価の実施
令和2年9月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和2年4月1日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	規則第15条等の規定による再評価の実施
令和3年9月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	TEL 0979-22-1111	TEL 0979-62-9871	事後	直通番号開通により修正
令和3年9月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先	TEL 0979-22-1111	TEL 0979-22-1170	事後	直通番号開通により修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年9月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	再評価に伴い修正
令和3年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年9月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	再評価に伴い修正
令和4年3月10日	Ⅰ 関連情報 4. 情報ネットワークシステム による情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	番号法改正に伴う修正
令和4年3月10日	Ⅰ 関連情報 4. 情報ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	—	・番号法第19条第8号 ・情報提供の根拠: 番号法別表第二の102の2 の項 ・情報照会の根拠: 番号法別表第二の102の2 の項	事前	番号法改正に伴う修正
令和4年3月10日	Ⅳリスク対策 6. 情報提供ネットワークシ テムとの接続	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	事前	番号法改正に伴う修正
令和4年3月10日	Ⅳリスク対策 6. 情報提供ネットワークシ テムとの接続 目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	記載なし	十分である	事前	番号法改正に伴う修正
令和4年3月10日	Ⅳリスク対策 6. 情報提供ネットワークシ テムとの接続 不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	記載なし	十分である	事前	番号法改正に伴う修正
令和4年5月13日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	再評価に伴い修正
令和4年5月13日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	再評価に伴い修正
令和5年5月22日	Ⅰ 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	生活保健部	健康福祉部	事後	部名変更に伴う修正
令和5年5月22日	Ⅰ 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先	生活保健部	健康福祉部	事後	部名変更に伴う修正
令和5年5月22日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	再評価に伴い修正
令和5年5月22日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	再評価に伴い修正
令和6年5月17日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	再評価に伴い修正
令和6年5月17日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	再評価に伴い修正
令和7年6月27日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(平成25年法 律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 及び別表第一の76の項 2 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主 務省令で定める事務を定める命令(平成26年 内閣府・総務省令第5号)第54条	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(平成25年法 律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 及び別表の111項	事後	法改正に伴う引用条項の修正
令和7年6月27日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワー クスシステムによる情報提供 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・情報提供の根拠: 番号法別表第二の102の2 の項 ・情報照会の根拠: 番号法別表第二の102の2 の項	番号法第19条第8号 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表139の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表139の項	事後	法改正に伴う引用条項の修正
令和7年6月27日	Ⅱしきい値判断項 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	再評価に伴い修正
令和7年6月27日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	再評価に伴い修正
令和7年6月27日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリス クへの対策は十分か	なし	十分である	事後	様式変更に伴う追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月27日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か 判断の理由	なし	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	事後	様式変更に伴う追加
令和7年6月27日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	なし	9) 従業者に対する教育・啓発	事後	様式変更に伴う追加
令和7年6月27日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	なし	十分である	事後	様式変更に伴う追加
令和7年6月27日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	なし	当市では毎年、従業者に対して情報セキュリティポリシーの遵守について文書を発して啓発を行うとともに、全従業者を対象とした情報セキュリティ研修を実施している。また、各職位、業務に応じた研修も適宜実施しており、各研修においては理解度を確保するための確認テスト等を取り入れ、解説とともに従業者へのフィードバックがなされている。さらに、個人情報及び情報セキュリティチェックシートを用いて定期的に状況確認を行うとともに、必要な内部監査を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は十分に行っていると判断した。	事後	様式変更に伴う追加